

魚津市スポーツ少年団表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、魚津市スポーツ少年団の振興に貢献し、模範と認められる優秀なスポーツ少年団・団員及び指導者を表彰するため必要な事項を定めるものとする。

(表 彰)

第2条 魚津市スポーツ少年団は、次のいずれかに該当するスポーツ少年団・団員及び指導者を表彰する。

- 1 多年にわたり、スポーツ少年団の振興に貢献し、その功績が著しいと認められる少年団・団員及び指導者。
- 2 本市のスポーツ少年団の振興に貢献し、対外的にその成績が特に優秀な少年団・団員及び指導者。
- 3 その他表彰することが適当であると認められるもの。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状と副賞を付与して行うものとする。但し団員の場合は記念メダルを付与する。

(時 期)

第4条 表彰は、毎年度スポーツ少年団総会又はスポーツフェスタ総合開会式に行う。

(決 定)

第5条 表彰の決定は、各スポーツ少年団より推薦を受け、常任理事会において決定する。

(細 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

平成6年4月5日から施行する。

一部改正 平成16年4月 一部改正 平成18年4月 一部改正 令和2年4月

優良スポーツ少年団及び指導者表彰細則

1. スポーツ少年団として15年以上継続的に活動し、その活動が顕著と認められる少年団。
2. 全国大会、北信越大会及び県大会等において優秀な成績をおさめた少年団及び団員。
3. スポーツ少年団の指導者として献身的に活躍し、その期間が15年を経過した者。
4. スポーツ少年団として、永年にわたり活動し、その功績が顕著と認められる少年団又は指導者を特別表彰する。